

2016(平成28)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

## 刑 法

(90分, 総点100点)

**試験開始の指示があるまで開かないこと**

### 注意

1. 問題冊子は、表紙及び余白を含めて4ページで、問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

〔設問〕

以下の事例に基づき、甲野乙郎 の罪責を論じなさい。

甲野乙郎（20歳）は、私立T医科大学医学部の二年生であった。平成24年1月30日、同人は、交際中であった私立O女子大学四年生である 丙山A子（22歳）をデートにさそったところ、同女は、「悪いけど、私の大学は今、学年末試験の真っ最中なの。私、2月4日にある必修科目の試験対策が出来てなくて、とても間に合いそうにないの。だからデートどころじゃないのよ。」と断られた。デートに未練のあった甲野が、「でも、デート時間を削って勉強しても間に合いそうにないんだろ？だったら、いっそのこと、仮病を使って試験を休んで、追試験を受けたらどうだい。追試験までなら、まだ時間はあるだろう。」と持ちかけたところ、丙山は、「そりゃあ、追試験は2月22日からだから、そうすれば時間は稼げるけど…。でも、そうもいかないのよ。うちの大学は厳しくて、医師の診断書を出さないと絶対に追試験を認めないし…。」と答えた。なおもあきらめきれない甲野が一計を案じ、「それじゃ、僕が、うちの大学病院の診断書を適当に作ってあげよう。インフルエンザかなんかだということにして2月3日から5日間くらいの自宅療養が必要ということにするから、君は2月3日に、病院で診察を受けた帰りで熱があるようなふりをして教務課に追試験願いを出せばいい。後は2月9日くらいまで大学に行かずに家で勉強しとくことだ。」と言って説得すると、丙山はその気になり、その日のデートに応じることになった。

翌31日、甲野は、ゼミの担当教授である内科学のB教授がいる大学病院の診察室を訪ねた。Bがいれば、質問に来たことになって入れてもらい、隙を見て診断書用紙を持ち去るつもりだったが、たまたまBも看護師もいない無人の状態だったので、そのまま診察室に立ち入り、机の上に置いてあった診断書用紙数枚をつかんで、素早く退出した。その後、その用紙に必要な事項を記入し、後掲のとおり「診断書」を作った（3ページの資料参照）。医師名の欄には、一瞬、Bの名を書こうかと思ったが、さすがに恩師の名前を書くのは躊躇されたので、「どうせ実在する医師かどうかなんか一々確認しないだろう。」と考えて、自分の本名を自署し、印鑑も自分が日常使っているものを用いた。翌2月1日、甲野は、その「診断書」を丙山に交付したが、丙山は追試験願い提出前の2月2日に、友人から、懸案の必修科目の試験で「確実に出題される問題」の情報を得たため、予定を変更して2月4日の試験を受けることにし、結局、「診断書」を大学に提出することはなかった。

資料

## 診断書

住所 ○○県○○区○町五丁目 2253 番地

K 荘 201 号

氏名 丙山 A子

病名 インフルエンザ

頭書の方、上記疾病のため

平成 24 年 2 月 3 日より

平成 24 年 2 月 7 日まで

5 日間、自宅 治療を要するものと認める。

その他の所見等

2月2日の診察時の体温は39.8度あり、衰弱が甚だしい。同日の簡易検査では陰性であったが、臨床症状より、インフルエンザが強く疑われ、継続的投薬等の加療と安静が必要である。

以上のとおり診断致します。

平成 24 年 2 月 3 日

○○県○○区F町2-23

私立 T 医科大学病院

第1内科医師

甲野 乙郎 (甲野)

余白